

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

規制の名称：国内希少野生動植物種の追加

規制の区分：新設、改正 拡充、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室

評価実施時期：令和3（2021）年12月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）では、我が国において絶滅のおそれのある野生動植物の種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）を国内希少野生動植物種として定め、その捕獲、譲渡し等を禁止することにより種の保存を図っている。

国内希少野生動植物種の指定対象種は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号。以下「施行令」という。）に規定されており、国内希少野生動植物種の選定に係る実態調査を環境省において実施し、その個体数が著しく減少しているなどの基準に該当したもののうち、種の存続の困難さによる視点、施策効果による視点等も加味して候補種を選定し、近年年間30～60種程度の国内希少野生動植物の指定を進めてきたところ。

今般、上述の実態調査等により野生動植物32種について、個体数や分布その他の必要な生息・生育情報が得られ、これらの野生動植物種を指定しなければ、生息環境の悪化や個体数の減少により種の保存に支障を来し、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に影響が生じる可能性があり、その保存を図る必要があると認められることから、新たに国内希少野生動植物種として追加するものである。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその発生原因]

今回の対象種は、環境省レッドリスト 2020(令和 2 年 3 月 27 日公表)において絶滅危惧種(絶滅危惧種 I A 類、I B 類又は II 類のカテゴリ)に位置づけられており、絶滅のおそれのある野生動植物種として評価されている。これらの減少要因は開発等による生息環境の悪化や捕獲・採取、人の踏みつけ等の人為的な要因があげられている。

[規制以外の政策手段の検討]

今回の政令改正は、規制の対象となる野生動植物種の追加を行うものであり、規制手法等の措置枠組みそのものに及ぶものではないことから、規制以外の政策手段は想定されないが、規制内容が異なる国内希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種、特定第二種国内希少野生動植物種という 3 つの枠組みのうち、種の保存のために必要な規制内容や規制の効果を踏まえて最も適する枠組みを検討し、選定した。

[規制の内容]

以下のとおり、種の保存法の国内希少野生動植物種を 32 種追加し、そのうち 25 種は特定第二種国内希少野生動植物種とする。

さんしょうお科 26 種(うち特定第二種国内希少野生動植物種 23 種)

かわしんじゅがい科 2 種(うち特定第二種国内希少野生動植物種 2 種)

きく科 1 種

かやつりぐさ科 2 種

いね科 1 種

① 国内希少野生動植物種(捕獲等、譲渡し等、輸出、販売目的の陳列又は広告を禁止)

32 種追加(現在 395 種)

② 特定第一種国内希少野生動植物種(捕獲等の禁止、譲渡し又は引渡しを伴う事業の届出)

追加なし(現在 63 種)※①の内数

③ 特定第二種国内希少野生動植物種(販売又は頒布の目的での捕獲等や譲渡し等及び陳列又は広告の禁止並びに輸出の禁止)

25 種追加(現在 3 種)※①の内数

※今般追加される国内希少野生動植物種は、法第 15 条第 1 項ただし書き及び施行令第 7 条第 2 項に基づき、輸入は禁止されていない。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

[遵守費用]

・申請者による許可申請等にかかるコスト

追加指定種については、国内希少野生動植物種の捕獲等、譲渡し等及び輸出について許可申請等の対象となるため、当該行為を行う場合には許可申請等のための書類作成、提出に係るコストが新たに発生する。ただし、許可要件は、学術研究や繁殖、教育目的等に限られており、国内希少野生動植物種（特定第二種国内希少野生動植物種を除く。）の捕獲等、譲渡し等の年間の許可申請件数は令和2年度実績で年間1,185件、1種当たりの平均は約3.0件/年と稀である。今回、国内希少野生動植物種（特定第二種国内希少野生動植物種を除く。）は7種指定することから、新たに発生が見込まれる許可申請件数は約18.9件である。仮に1申請当たり1人日を要とした場合には、1人日約18,046円（4,331千円（※）÷240日）として、「申請等手続に要する費用×申請等件数」の年間約38万円/種程度の遵守費用が生じることとなる。

国内希少野生動植物種のうち、特定第二種国内希少野生動植物種については、販売又は頒布の目的での捕獲等、譲渡し等は、法第10条第1項及び第13条第1項に基づき、許可の対象外であるため許可申請にかかるコストは発生しない。

なお、令和2年度の国内希少野生動植物種（特定第二種国内希少野生動植物種を含む。）の輸出の認定については0件であり、発生する手続は稀である。

（※）国税庁「令和2年度 民間給与実態統計調査結果」より、平均給与を4,331千円とした。

・販売が規制されることによって逸失する利益

インターネットオークションにおいて、さんしょううお科及びかわしんじゅがい科の種については1個体数百円～数千円程度で販売されている実績があるが、例えば、本規制によってこのような売買ができなくなるので、逸失利益が発生すると考えられる。

[行政費用]

・許可申請等審査にかかるコスト

現在、国内希少野生動植物種の捕獲等に関する許可申請等手続は、環境省の地方支分部局である各地方環境事務所及び自然環境事務所で実施しており、譲渡し等及び輸出入に関する許可申請等手続は環境省自然環境局野生生物課にて実施している。令和2年度の国内希少野生動植物種（特定第二種国内希少野生動植物種を除く。）の捕獲等、譲渡し等の許可申請等手続件数は令和2年度実績で年間1,185件であり、1種当たりの平均は約3.0件/年と稀である。今回、国内希少野生動植物種（特定第二種国内希少野生動植物種を除く。）は7種指定するため、新たに発生

する許可申請等に係る審査手続は 21 件/年程度であると想定される。仮にこれらの事務について 1 件当たり 2 人日程度要するとした場合には、上記と同様に 1 人日約 18,046 円とすると、約 76 万円程度を要することとなる。

特定第二種国内希少野生動植物種の販売又は頒布の目的での捕獲、譲渡し等は、法第 10 条第 1 項及び第 13 条第 1 項に基づき、許可の対象外であるため許可申請にかかるコストは発生しない。

令和 2 年度の国内希少野生動植物種（特定第二種国内希少野生動植物種を含む。）の輸出の認定書の交付については 0 件であり発生する手続は稀である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(対象外)

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定量的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

当該 32 種の捕獲等、譲渡し等、輸出を規制することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の絶滅を回避し、種の保存を図ることができることで、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に繋がる。国内希少野生動植物種のうち、これまで生息状況の改善等により指定を解除し

た種は2種であり、現在保全の取組を実施している国内希少野生動植物種についても一部の種で回復傾向が見られている。このように、今後、生息・生育環境の保全等の取組が実施されれば、今回指定する当該32種についても国内希少野生動植物種に指定することで種の絶滅の回避が見込まれる可能性がある。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存を図ることで生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に資することが便益であるが、絶滅のおそれのある野生動植物の種の絶滅を回避し、種の保存を図ること等の金銭的価値化の手法は確立されていないことから、金銭価値化は行われていないため、便益の定量的な記載は、困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（対象外）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

今回指定する当該 32 種の国内希少野生動植物種を販売する事業を実施している場合、販売目的の陳列又は広告及び譲渡し等が禁止されることから事業を継続できなくなるが、これらの販売は一部の愛好家の飼育やそれに付随する目的が主であることから影響は限定的と考えられる。

一般に、ある種が国内希少野生動植物種に指定された場合、既存事業者も新規参入事業者も同様に捕獲等、譲渡し等、販売目的の陳列又は広告ができなくなることから、事業者間の競争に負の影響を及ぼすことはないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記 2～4 を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記 2～4 のとおり、効果（便益）を金銭価値化することは難しいが、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存を図ることで生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に資することが効果（便益）である一方で、追加的に生じ得る遵守費用及び行政費用は比較的少額と考えられるため、明らかに効果（便益）が費用より大きいと考えられ、当該規制を導入することが妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種は種の保存法に基づき、政令で定めることとされていること、また、今回の改正は規制手法等の措置枠組みそのものには及んでい

ないものであることから、代替案は想定されないが、規制内容が異なる国内希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種、特定第二種国内希少野生動植物種という3つの枠組みのうち、種の保存のために必要な規制内容や規制の効果を踏まえて最も適する枠組みを検討し、選定した。例えば、流通目的の捕獲等及び譲渡し等の規制により保全効果が期待できる種や多様な主体による保全の取組が期待できる種は規制範囲が国内希少野生動植物種よりも限定的な特定第二種国内希少野生植物種とし、個体数や生息地が特に限られている等さらに厳しい規制が必要な種は国内希少野生動植物種にする等の検討を行った。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「令和3年度国内希少野生動植物種の選定に関する検討会」（令和3年7月1日）等において指定候補種の検討や情報収集を行った。また、種の保存法第4条第7項の規定において、施行令の制定又は改廃に当たって野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととされており、この規定に基づき設置した「希少野生動植物種専門家科学委員会」（令和3年12月8日）にて、指定候補種の流通状況や種の保存法の規制内容を説明、検討した上で、当該32種について国内希少野生動植物種に指定することが必要とされた。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

当該規制については、施行から5年後（令和9年）に事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 遵守費用：新たに発生した許可申請等件数。
- ・ 行政費用：新たに発生した手続件数。
- ・ 効果：指定した種のうち、絶滅しなかった種数。
指定した種のうち、生息・生育状況が改善した種数。